

認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関する  
ワーキンググループ (第 4 回、第 5 回) 主なご意見

## 【認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針 (案) について】

## 指針中の表現・文言に関する修正意見

- 自己点検について、「適当な体制を整えて行うものとする」という表現は誤認を招くかもしれないので、「内部点検組織を設け、立証資料に基づく自己評価を行うこととする」と表現を変えていただきたい。
- アカデミック・ジャパニーズの修得に資する科目について、今後、解説等で具体的な例を幾つか示していただきたい。
- 留学分野の主となる対象者の背景や特性というところで記載のある例示について、教育機関によっては多様な国籍からの学習者や、多様な目的を対象とするといった機関、あるいは課程もあるため、そういったことにも配慮する必要があるのではないか。
- 指針で規定するものではないとしている“日本語教育機関が個別に実施すること”を表現する際に「言語要素」を使用しているが、「指導項目や指導方法」という表現の方がより意図に即したものとなるのではないか。
- (機関が)「どのような能力の学習者(生徒)を求めているか」という点について、能力の指すものが曖昧になっているため「日本語能力」に修正いただきたい。
- 受け入れに当たって「選考を適切に行うことが求められる」とすると、受け入れないという選択肢が無い場面においても受け入れないことがあり得るように読めてしまうため、そういったことが無いということが伝わるニュアンスに修正することを検討いただきたい。
- 生活や就労の分野においては、350 時間などの体系立てた課程を準備することは可能だが、実施に当たっては、その一部を切り出して学習者ごとに適切な部分を受けてもらうことが本来の姿であることから、それを「特別の日本語教育課程」と称することは避けていただきたい。
- 「教育課程の修了要件」中、「認定基準を満たし」ていることは当然のことであるためあえて記載する必要が無いのではないか。

- 「教育課程の修了要件」中、「一定の基準」という表現については、記載するのであれば具体的な数値を明記することを検討いただきたい。
- 留学分野の就業時間・学習時間については、「月ごと」の偏りが無いようにするだけでなく、「週ごと等」とすることで、学習効果を上げるためには偏りがあることは望ましくないことを示すべきではないか。
- 「習得させる」等の「させる」という表現について、同化教育的印象を抱くものであることから、文言の修正を検討いただきたい。
- 別表の生活・就労の部分に単位時間での積算を記載すると認定基準との矛盾が生じる。

#### 分野の考え方に関する意見

- 学習者の目的は多様であるので、留学、就労、生活という日本語教育課程の目的によって学習者個人の進路等がせめられるかのような誤解がないようにすべき。

#### 漢字の学習に関する意見

- 漢字の学習については、「修業時間・学習時間」の項目に記載するだけでなく、学習の内容についても大切であることから、他の適切な項目に盛り込むことを検討いただきたい。

#### 授業科目に関する意見

- 学習内容や教材については書いてあるが、どのように教えるか、教室活動というところは書いていない。「学習目標と学習内容、使用教材を定め」となっているが、一方通行の知識を定着させるということに主眼を置いた教師主導型の学習活動がかなり一般的であるという点が問題の一つであるので、それは「主たる教室活動」というようなものとして入れると良い。
- 初級レベルだと、特に文型、文法、基本的なそういった知識を学んでいくというところも時間数としては多いと思うが、その場合、どのような手順で勉強していくのかというようなことも示されると伝わりやすい。
- 教師主導型ではなく、学習者中心の教育ということを示すには、能力観や教育観といったことを述べるシラバスになっていけばよいのではないかと。要するに、学習者の能動的な意欲を高めるということが伝われば良い。

- 科目の設置に関して、シラバスが重要ではあるが、審査の際に平等に、公平に見るということを考えて、何か統一的なフォーマットがあるといいと思う。必要項目というものがあるとなおい。
- シラバスを提示するのも良いが、どのように教えるかを提示することも大切。特に初級の段階のレベルにおいては、総合日本語というような科目があり、個別の言語活動ではなく、包括的な言語活動を総合的に教えるという部分がある。そういった部分の時間配分の記載の仕方についての解説も必要。
- カリキュラムを具体化する段階で、これまで職人芸的な暗黙知の中で実施されていた時間配分と中身の作成を、今度は言語化することが必要になってくるのではないか。これまで先生方だけで秘めていた実践知をここで言語化して、共有すること、また、それを発信することが今回の認定日本語教育機関に求められ、そのことによって教育の質が高まる。
- 適切に授業科目がその目的に沿って設置されているか確認するにあたっては、審査項目に学習者評価を加えると良い。
- ある程度実績のある学校については、学生評価でも一定の経験があると思うが、新たにこれから学校を始めようという機関にとって、授業科目や、そういったものの学生評価はこれから始めるわけである事情には配慮いただきたい。
- 機関、課程としてどういった目的、目標を持っているかを確認した上で、それに対して科目が設置されているかという、カリキュラムマッピングがしっかりできているかを確認することで、科目の内容が適切であるか判断できる。
- 授業科目の目標や内容、教材については学習者に説明するだけでなく、学習者の様子を見たり、学習者と相談をしたりして、修正していくことを許容するような記載（硬直化を避けるような記載）にすることを検討いただきたい。

#### **学習成果の評価についての意見**

- 総合日本語のように、一つの科目の中で多くのものを学習している場合に、一つの科目の中で成績評価が幾つか、科目と成績評価の項目がイコールではないということがあるかと思う。それがきちんと説明されているということが、コースや評価を判断するときに重要ではないか。

- 成績評価としてどのように収れんされていくのかが明示されていることが重要。その学校が成績を付ける、評価をする上で大事にしている部分が、学習者に説明されているということが必要である。
- 就労の場合、例えば求職者に対して言うと、この学習者はこういう勉強をしたからこれだけの日本語力があるといったことを総合的に表すわけではなくて、具体的にこういう場面でこういうことができるという評価をして、それを学習者がハローワークに持って行ったり、あるいは面接のときに見せたりすることが想定される。この人は総合でAです、Bですといったことは、面接では役に立たない。
- 就労の場合、授業態度にて、この人はしっかり時間を守っていつも来ていた、受講ルールを守っていたといったこと、あるいは授業の中で積極的な発言があったこと、協力をし合う姿勢がありますといったことを評価の中に入めると、面接をするときの武器にもなって良い。

#### 【日本語教育機関認定法施行規則（案）等について】

##### 分野ごとに異なる部分に関する規定についての意見

- 施行規則（案）の学則に関する規定ぶりについて、生活及び就労分野においては、学校のイメージに基づかない部分が多く、なじまないと思われる部分があるため、ひな形等を示していただきたい。
- 認定基準における収容定員の規定で、「修業期間」や課程開始から1年という表現が用いられているが、生活・就労分野においてどのように捉えるべきか、手引き等で補足いただきたい。

##### 日本語教育機関の認定の審査を行う委員に関する意見

- 審査を行う委員について、適切な指導や助言を行うことができるような知見を有する者が就任することで、審査の質を担保できるようにしていただきたい。